

＜国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用＞

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 6 年分

(ふ り が な)

さんせいとう ながさきだいにしづ

1 政治団体の名称

参政党 長崎第2支部

2 主たる事務所の所在地

長崎県大村市久原1丁目238-1

3 代表者の氏名

山口 瑞美子

4 会計責任者の氏名

寺下 麻美

チェックもれ注意

政治団体の区分

- ☒ 政党の支部
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

チェックもれ注意

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 寺下 麻美

電話 070-4118-1460

氏名

電話

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類

資金管理団体の

届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで



(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収 入 総 額	円 3,094,490
(前 年 か ら の 繰 越 額)	398,370
(本 年 の 収 入 額)	2,696,120
支 出 総 額	2,907,053
翌 年 へ の 繰 越 額	187,437

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 (う ち 特 定 寄 附)	円 82,872	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	82,872	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)	82,872	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した 本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
参政党 長崎県支部連合会	111,000	R6. 1. 31	長崎市川口町6-17-202	
参政党 長崎県支部連合会	78,000	R6. 4. 30	長崎市川口町6-17-202	
参政党 長崎県支部連合会	100,000	R6. 6. 13	長崎市川口町6-17-202	
参政党 長崎県支部連合会	78,000	R6. 7. 31	長崎市川口町6-17-202	
参政党 長崎県支部連合会	300,000	R6. 9. 17	長崎市川口町6-17-202	
参政党 長崎第1支部	500,000	R6. 10. 11	長崎市川上町17-8	
参政党 長崎第1支部	500,000	R6. 10. 12	長崎市川上町17-8	
参政党 長崎県支部連合会	84,000	R6. 10. 31	長崎市川口町6-17-202	
こ の 頁 の 小 計	1,751,000			
合 計	1,751,000			

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
敷金返却	円 117, 000	高木後援会事務所退去
衆議院選挙無償提供分	745, 240	
こ の 頁 の 小 計	862, 240	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	8	
合 計	862, 248	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分	個人	
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住 所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、 代表者の氏名)	備考
	円				
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 寄 附	82,872				
合 計	82,872				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。

(注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	45,556	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	2,899	
(4) 事 務 所 費	596,115	
小 計	644,570	記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	154,752	
(2) 選 挙 関 係 費	1,006,339	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	356,152	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費	26,050	
イ 宣 伝 事 業 費	330,102	39,000
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	745,240	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	2,262,483	39,000 記入もれ注意
合 計	2,907,053	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (定例会開催費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	13,082				
合 計	13,082				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 (組織対策費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
宿泊費、航空券代	円 77,140	R6.2.13	エクスペディア	1111 Expedia Group Way W, Seattle, WA98119, USA	
この頁の小計	77,140				
その他の支出	64,530				
合 計	141,670				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	選挙関係費 (選挙対策費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
選挙ポスター貼付	円 115,500	R6. 10. 18	nps株式会社	諫早市津久葉町5-121	
比例ビラ新聞折込	328,900	R6. 10. 31	(株)西日本新聞総合オリコミ	福岡市東区香椎浜ふ頭2丁目3-8	
選挙用幟、立看板製作	82,500	R6. 11. 5	総合看板 ナガエ美工社	諫早市高来町小峰262-1	
選挙用自動車看板	250,000	R6. 10. 31	(有)タナカ電装	大村市富の原2丁目409番地1	
旅客運賃	57,300	R6. 10. 16	オリエンタル エアブリッジ(株)	大村市箕島町593番地の2 (長崎空港内)	
この頁の小計	834,200	(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。 (注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。			
その他の支出	172,139				
合 計	1,006,339				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (チラシ印刷費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	26,050				
合計	26,050				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費 (宣伝費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ポスティング費用	円 137,214	R6. 10. 30	nps株式会社	諫早市津久葉町5-121	
ポスター印刷費	50,000	R6. 1. 26	AXIA JAPAN	長崎市野母崎2426	
この頁の小計	187,214				
その他の支出	142,888				
合 計	330,102				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

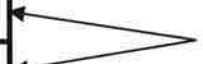
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金 (寄附金)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
拡声機代無償提供	円 63,500	R6. 10. 14	高木聡子	長崎県大村市徳泉川内町837番地30	
個人演説会看板代無償提供	53,900	R6. 10. 14	高木聡子	長崎県大村市徳泉川内町837番地30	
ポスター貼り無償提供	115,500	R6. 10. 15	高木聡子	長崎県大村市徳泉川内町837番地30	
新聞折込代無償提供	328,000	R6. 10. 15	高木聡子	長崎県大村市徳泉川内町837番地30	
旅客運賃代無償提供	57,300	R6. 10. 15	高木聡子	長崎県大村市徳泉川内町837番地30	
この頁の小計	618,200				
その他の支出	127,040				
合 計	745,240				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。



(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
宣伝事業費	円 10,000	R6. 1. 19	参政党 本部	東京都港区赤坂三丁目4-3赤坂マカベビル5階	
宣伝事業費	9,000	R6. 6. 12	参政党 本部	東京都港区赤坂三丁目4-3赤坂マカベビル5階	
宣伝事業費	10,000	R6. 10. 11	参政党 本部	東京都港区赤坂三丁目4-3赤坂マカベビル5階	
宣伝事業費	10,000	R6. 11. 29	参政党 本部	東京都港区赤坂三丁目4-3赤坂マカベビル5階	
この頁の小計	39,000				
合 計	39,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- ~~3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）~~

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 4 日

記入もれ注意

政治団体の名称 参政党長崎 第2支部

会計責任者の氏名 寺下 麻美



（代表者の氏名

（印））

（備考）

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。